

太田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第22号

太田市財務規則の一部を改正する規則

太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「太田市職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市規則第45号）別表1」を「太田市職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市規則第45号）別表第1の1」に改め、「及び局長」を削り、「3の項」を「4の項」に、「秘書室長」を「室長（秘書室長に限る。）」に、「太田市教育委員会の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市教育委員会規則第10号）別表1の項」を「太田市教育委員会職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市教育委員会規則第10号）別表第1」に、「部長、」を「部長並びに」に、「並びに」を「及び」に改める。

第50条の見出し中「書類」の次に「等」を加え、同条中「関係書類」の次に「等」を加える。

第51条第1項中「、これを5日以内に総務部長を経て市長に送付し」を削る。

第65条中「とき」の次に「、又は預金払戻請求書により指定金融機関に通知するとき」を、「券面金額」の次に「又は預金払戻請求書に記載すべき金額」を加える。

第67条第1項中「振り出し」の次に「、又は預金払戻請求書により指定金融機関に通知し」を加え、同条第2項中「振り出すべき」の次に「又は預金払戻請求書により指定金融機関に通知すべき」を加え、同条第3項中「券面額」の次に「又は預金払戻請求書に記載すべき金額」を加え、「振り出さ」を「振り出し、又は当該預金払戻請求書による指定金融機関への通知を当該指定金

融機関に提出し」に改める。

第80条第1項中「その表面余白に「口座振替」と表示して」を「又は預金払戻請求書により指定金融機関へ通知し」に改め、同項後段を削る。

第102条第1項中「会計管理者は」の次に「、支払管理簿を備え」を加え、「、5日以内に総務部長を経て、市長の決裁を受け」を削る。

第148条第2項中「小切手」の次に「を振り出し、又は預金払戻請求書による指定金融機関への通知」を加え、「振り出して」を「当該指定金融機関に提出して」に改める。

第215条第68号の次に次の1号を加える。

(68)の2 支払管理簿

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。